

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2023年9月27日

【事業年度】 第22期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 株式会社アイキューブドシステムズ

【英訳名】 i Cubed Systems, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 里見 亮陞

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 里見 亮陞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高	(千円)	-	-	-	2,454,410	2,665,041
経常利益	(千円)	-	-	-	817,879	609,938
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	-	539,529	440,098
包括利益	(千円)	-	-	-	539,467	439,682
純資産額	(千円)	-	-	-	2,223,929	2,573,506
総資産額	(千円)	-	-	-	3,202,755	3,399,411
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	420.88	484.70
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	102.67	83.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	100.85	82.36
自己資本比率	(%)	-	-	-	69.3	75.5
自己資本利益率	(%)	-	-	-	24.3	18.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	20.7	17.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	275,503	301,117
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	208,178	484,467
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	36,400	98,082
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	2,337,409	2,055,977
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	99 〔 10 〕	123 〔 15 〕

(注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第21期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2019年 6 月	2020年 6 月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月
売上高 (千円)	1,399,288	1,641,309	2,029,180	2,454,410	2,665,041
経常利益 (千円)	247,415	401,960	559,868	822,455	603,492
当期純利益 (千円)	221,126	318,042	420,212	544,419	434,998
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	378,504	404,412	409,787
発行済株式総数	501,135	5,011,350	5,238,350	5,274,850	5,292,350
普通株式	345,000	5,011,350	5,238,350	5,274,850	5,292,350
A種優先株式 (株)	100,000	-	-	-	-
B種優先株式	22,801	-	-	-	-
C種優先株式	33,334	-	-	-	-
純資産額 (千円)	386,476	704,518	1,681,306	2,226,881	2,569,606
総資産額 (千円)	1,083,121	1,336,489	2,830,693	3,204,580	3,392,880
1株当たり純資産額 (円)	365.79	140.58	320.92	421.81	484.66
1株当たり配当額 (円)	-	-	10.00	20.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	36.64	63.46	80.79	103.60	82.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	78.81	101.76	81.41
自己資本比率 (%)	35.7	52.7	59.4	69.4	75.6
自己資本利益率 (%)	80.1	58.3	35.2	27.9	18.2
株価収益率 (倍)	-	-	56.8	20.5	17.9
配当性向 (%)	-	-	12.4	19.3	36.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	337,164	435,866	944,509	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	136,506	133,953	61,589	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	303,859	86,937	492,931	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	715,659	930,634	2,306,485	-	-
従業員数 (名)	61	73	85	99	123
[外、平均臨時雇用者数]	[2]	[2]	[5]	[10]	[15]
株主総利回り (%)	-	-	-	46.7	33.2
(比較指標：東証マザーズ指数)	(-)	(-)	(-)	(54.8)	(67.6)
最高株価 (円)	-	-	9,490	4,950	2,534
最低株価 (円)	-	-	3,980	1,874	1,274

- (注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、第18期から第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
2. 2019年12月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第18期の1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式払込金額等を控除した金額を、B種優先株式を除いた期末発行済株式数で除して算出しており、期末純資産額より優先株式払込金額等が大きくなったため、計算結果はマイナスとなっております。
4. 第18期及び第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2020年7月15日に東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）に上場したため、新規上場日から第20期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第18期及び第19期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 第18期から第20期の株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2020年7月15日に東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）に上場したため、記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）におけるものであります。なお、2020年7月15日をもって同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 2019年12月2日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年12月2日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を消却しております。なお、当社は2019年12月11日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2 【沿革】

当社グループの創業者である佐々木勉は、2001年1月にクラウドを利用したITソリューションの提供を目的として個人事業を創業し、2001年9月福岡県福岡市西区において、「有限会社アイキューブドシステムズ」を設立いたしました。その後、同事業の拡大を目的として有限会社から組織変更し、「株式会社アイキューブドシステムズ」といたしました。

2010年7月には東京オフィス（現東京本社）を開設し、現在の中核事業であるライセンス販売事業（現CLOMO事業）を開始いたしました。

設立以後の事業の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2001年9月	福岡県福岡市西区に有限会社アイキューブドシステムズを設立
2004年2月	更なる事業の拡大を目的として株式会社に組織変更
2004年4月	福岡県大野城市に本社事務所を移転
2010年7月	事業の販路拡大のため東京オフィス（現東京本社）を東京都港区に新設
2010年11月	MDMサービス「CLOMO MDM」を提供開始
2011年7月	法人向けモバイルアプリシリーズ「CLOMO SECURED APPs」を提供開始
2011年12月	福岡県福岡市南区に本社事務所を移転
2015年3月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「センサーデータの管理機構」に関する特許を取得
2015年10月	日本マイクロソフト株式会社とモバイルデバイス/IoT市場で協業を開始
2015年10月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「位置情報と連動した機能制限」に関する特許を取得
2016年8月	MDMサービス「CLOMO MDM」がGoogle EMM製品に認定
2017年5月	「CLOMO MDM」“ワーク・スマート”を提供開始
2019年1月	MDMサービス「CLOMO MDM」が「Android Enterprise Recommended」を取得
2019年4月	福岡県福岡市中央区に本社事務所を移転
2020年3月	事業の販路拡大のため大阪オフィスを大阪府大阪市北区に新設
2020年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2021年11月	福岡県福岡市中央区に株式会社アイキューブドベンチャーズ（現連結子会社）を設立
2022年1月	福岡県福岡市中央区にアイキューブド1号投資事業有限責任組合（現連結子会社）を設立
2022年4月	事業の販路拡大のため広島オフィスを広島県広島市中区に新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場へ移行
2022年7月	事業の販路拡大のため名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区に新設
2022年7月	事業の販路拡大のため札幌オフィスを北海道札幌市北区に新設
2022年11月	事業の販路拡大のため仙台オフィスを宮城県仙台市青葉区に新設

(注) 1 . MDMとは

Mobile Device Management (モバイルデバイス管理)の略称であり、企業などで、社員が利用するスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末を統合的に管理するための技術、サービス。情報漏洩対策のために遠隔でモバイル端末のロックやデータの消去を行うなどの機能を提供します。

2 . EMMとは

Enterprise Mobility Management (エンタープライズモビリティ管理)の略称であり、MDMの機能に加えて端末で利用するアプリケーションの導入・管理、データやコンテンツの管理・保護の機能を提供します。

3 . Android Enterprise Recommendedとは

Google LLCが主導するハードウェアとソフトウェアのプログラムです。このプログラムは、Android Enterprise (Google LLCが提供するプログラムであり、Androidのモバイル端末をビジネスで有効活用するための共通化された管理機能)だけでなく、複数の管理モードや機能、品質、管理画面や設定の実現に加え、最新で最良の技術を用いてサービスを維持・向上させる能力や実績が求められます。

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社2社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合）の計3社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業や教育、医療の現場において活用が進むモバイル端末を、一元的に管理・運用するためのマネジメントサービスをSaaS（Software as a Service）として提供する「CLOMO事業」及びCVCやM&Aを通じた投資活動によって当社グループの持続的な成長を目指す「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。なお、これらの区分はセグメントと同一の区分であります。

(1) CLOMO事業

CLOMO事業は、法人で利用されるモバイル端末（iPad等のタブレットや、iPhone、Android等のスマートフォン）やモバイルPCを、当該法人の情報関連部署において一元管理・運用するMDMサービスである「CLOMO MDM」をライセンスとして提供するとともに、モバイル端末向けのアプリケーションである「CLOMO SECURED APPs」のライセンスも合わせて販売しております。

これらのサービスはクラウドを介し、SaaSとして提供しております。クラウドを利用したSaaSであるため、クラウド上のソフトウェア管理だけで多くの顧客の対応が可能であり、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受することができる低コストの収益構造となっております。また、ライセンス販売の収益については月額や年額で定額課金するサブスクリプション型を採用しております。サービスの提供開始後は、解約や契約ライセンスの減少が発生しない限り、毎月経常的に売上が積み上がる性質を持っており、安定した収益基盤によって事業成長を目指すことができます。

CLOMO事業においては、これらのサービスを主に販売パートナー（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を通じて、最終ユーザーである法人等の顧客に販売し、利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を得ております。なお、販売パートナーを通じた販売である場合、販売パートナーは、当社グループが顧客に提供する利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を顧客に請求し、当社グループは販売パートナーに対して、利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を請求しております。

販売パートナーへの支援活動としては、製品に関する勉強会を定期的開催しているほか、必要に応じて当社グループのテクニカルコンサルタントが販売パートナーの営業スタッフに同行し、商談のサポートを行っております。また、販売した顧客に対しては、カスタマーサクセス部門にて直接、電話やメールでの問い合わせサポートを行っており、定期的な利用状況のモニタリングや、製品活用のためのセミナーの開催などにより高い継続率及び顧客満足度を維持しております。さらには、ソフトウェア開発・ライセンス販売・サービス運用・プラットフォーム管理・カスタマーサポートの全ての業務を自社でコントロールし、統合的な一貫体制を構築しているため、サービスの運用やカスタマーサポートで得た知見や顧客の要望を、新たなソフトウェアの開発や既存のソフトウェアの改善に速やかに生かすことが可能であり、CLOMO事業の競争力の源泉となっております。

CLOMO事業をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスと、SECURED APPsサービスの2つとなります。詳細は、次のとおりであります。

CLOMOサービス

CLOMOサービスは、企業や学校法人等において使用する多数のiPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォンなどに対し、「利用状況の監視（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」、「運用効率化（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」、「盗難/紛失時の対策（盗難/紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等の各機能を、当該法人が担当部署にて一元管理し運用するサービス「CLOMO MDM」を提供しております。さらにCLOMO MDMとセットで使用するオプションサービスについても、時流に合わせて継続的に拡充し、充実したラインアップを取り揃えております。

CLOMO MDMは、導入支援及び、導入後のモバイル管理・活用の積極的なサポート体制も評価いただき、大規模運用ユーザーも含めて業種業態に関わらず採用されております。また、主要な販売パートナーである株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴い、当社のCLOMO MDMが採用され、2022年9月よりOEM提供を開始しました。これにより、中小規模企業に対してもサービスの導入が進んでおります。

CLOMOサービスはApple Inc.の「Volume Purchase Program（注1）」や「Device Enrollment Program（注2）」に対応するなどiOSデバイスの管理、活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、

Google LLCの提供する「Android Enterprise Recommended」を取得しており、「Android Enterprise Partner Program（注3）」においてはGold Partnerとして認定されております。さらに、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社と協業（重要投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けています。）しており、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

CLOMO MDM 利用イメージ

CLOMO MDM

スマートデバイスのリモート管理・運用環境

管理者（法人システム・管理部門等）

従業員のモバイル端末



🔍 利用状況の監視

- シリアル番号
- 電話番号
- インストールアプリ
- 位置情報など

⚙️ 運用効率化

- カメラ使用禁止
- パスコードポリシー
- App Store 利用禁止など

🔒 盗難/紛失時の対策

- リモートロック
- リモートワイプ
- 紛失モード設定※など

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	<p>多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「利用状況の監視」「運用効率化」「盗難/紛失時の対策」を、モバイル端末・アプリケーション・情報コンテンツ、それぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。</p> <p>CLOMO MDMは、iOS・Android・macOS・WindowsのOSで動く端末に対応しております。</p>
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	<p>企業専用の様々なOS・様々なモバイル端末の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。</p> <p>CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」など、企業の管理者が利用者に対して業務利用アプリ（業務利用アプリの例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を提供し効果的に管理するサービスです。</p>
3. CLOMO オプションサービス	<p>CLOMO MDMをさらに安心・便利に利用するための各種オプションサービスです。主に、モバイル端末の活用における様々なリスクを防ぐためのハイエンドセキュリティオプションサービスや、MDM運用担当者の運用負荷を軽減するための支援サービスを提供しています。</p> <p>主な製品は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLOMO MDM secured by Deep Instinct（サイバーセキュリティ対策） ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（デバイス証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（持ち出し対策） ・CLOMO Launcher（Android ホーム画面作成） ・キッティングサービス（キッティング作業を代行） ・サポートチケット（導入・運用のサポート） ・運用代行サービス（CLOMO MDMの運用代行） ・リモートオペレーションサービス（24時間365日、紛失時の対応） ・オンボーディングサービス（初期設定から運用開始までを一貫して支援）

SECURED APPsサービス

近年のDX化に伴い、業種業態を問わず様々なビジネスシーンにおけるモバイル端末の活用が進む中、モバイル端末自体の管理に留まらず、企業が業務上で使用するアプリケーションに対しても、顧客情報や機密情報の流出を防ぐための、高いセキュリティ要件が求められております。「SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手を両立させることで、モバイル端末の「活用」を支援する企業向けのモバイルアプリケーションです。

SECURED APPsは、ビジネスで利用するブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しており、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティに関する要件などを満たした上で、個人向けアプリケーションと近い使い勝手を両立させたサービスです。法人向けに提供されるアプリケーションは、主にセキュリティに関する特殊な要求があることから、使い勝手が個人向けのアプリケーションに対して劣ることが多く、使い方の教育コストが必要であり使用者の生産性を下げる要因になっていますが、SECURED APPsは法人が求めるセキュリティ要件を満たしながら、使い勝手を両立させることができます。

製品ラインアップと特徴

 <p>CLOMO SecuredBrowser 業務外サイトの閲覧制御が可能なブラウザアプリ iOS Android</p>	 <p>業務外サイトや危険なサイトの閲覧を制限</p>	 <p>WEB閲覧データを残さないキャッシュ保持制限機能</p>	 <p>私的利用を抑制するための操作・閲覧ログの収集</p>
 <p>CLOMO SecuredMailer 社外秘のメールデータを強固に守る安全なメールアプリ iOS Android</p>	 <p>プライベートのメールアドレス登録を制限</p>	 <p>メールデータを残さないキャッシュ保持制限機能</p>	 <p>添付ファイルの不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止</p>
 <p>CLOMO SecuredCalendar 社外秘の高誤り率も安全に共有できるカレンダーアプリ iOS Android</p>	 <p>社内やグループの共有イベントを配布・管理</p>	 <p>Exchange等との連携で、利用中のカレンダー情報を有効活用</p>	 <p>組織毎に共有カレンダー情報の閲覧権限を付与可能</p>
 <p>CLOMO SecuredContacts 重要な連絡先情報を保護する共有アドレス帳アプリ iOS Android</p>	 <p>閲覧権限を設定し、共有連絡先情報を社内へ配布</p>	 <p>Exchange等との連携で、利用中のアドレス帳情報を有効活用</p>	 <p>連絡先情報の不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止</p>
 <p>CLOMO SecuredDocs 機密情報のファイルコピーを防ぐ安全なドキュメント共有アプリ iOS Android Kindle Fire</p>	 <p>常に最新の状態で多種多様なファイルを共有</p>	 <p>グループごとにファイル閲覧権限を設定</p>	 <p>機密情報の漏えいに繋がる他アプリとのファイル連携を禁止</p>

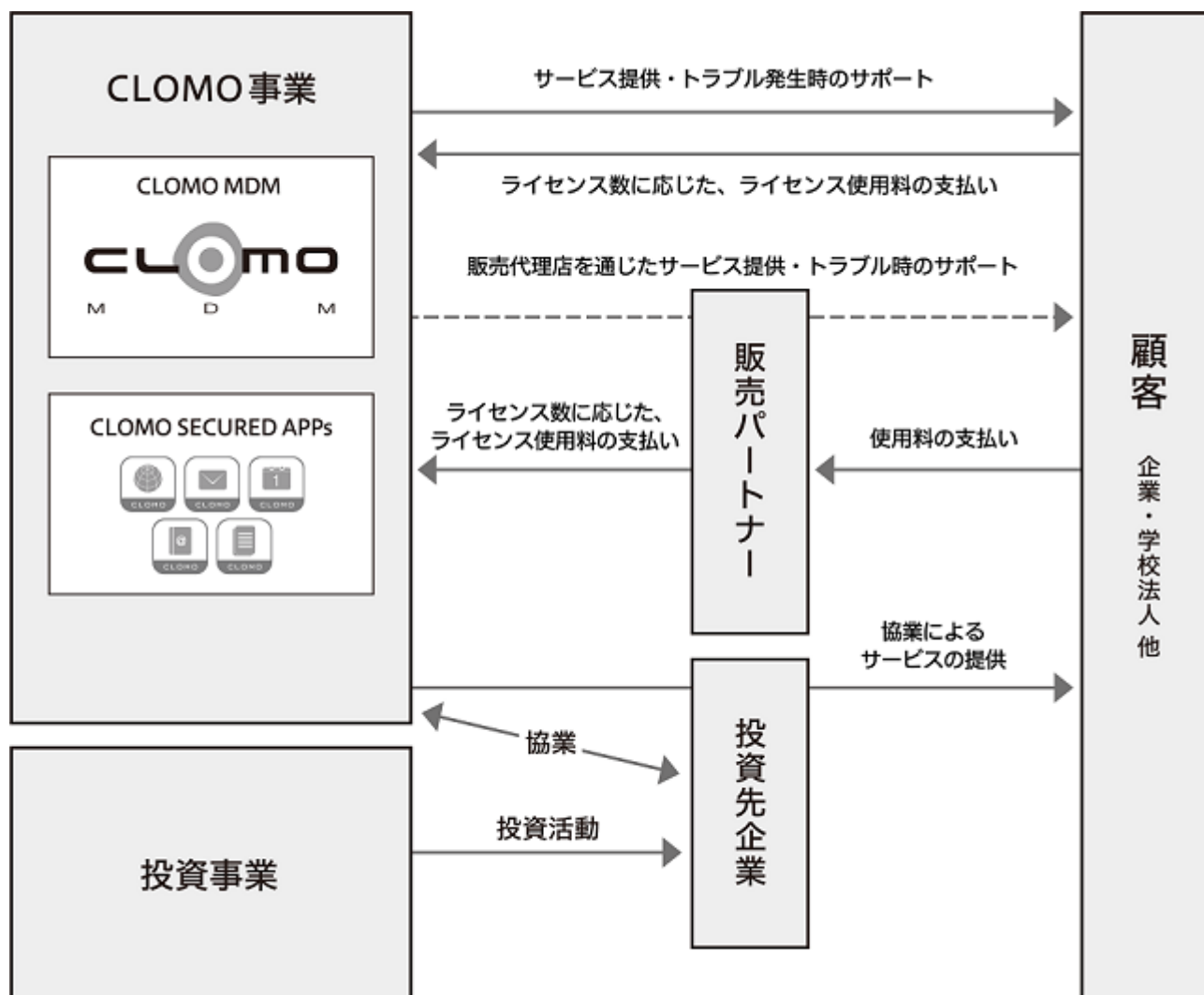
製品・サービス名	概要
4. SECURED APPs	<p>ビジネスで利用するブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応し、MDMとのセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しているアプリケーションです。</p>

(2) 投資事業

当社グループの持続的な成長を実現するべく、2021年11月にベンチャーキャピタル子会社として「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を、また2022年1月には当該子会社を通じて「アイキューブド1号投資事業有限責任組合」を設立し、投資事業を開始しました。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社グループの事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社グループが本社を置く九州の地域で活動している企業についても投資対象とする予定であり、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

[事業系統図]

当社グループの主要な事業系統図は以下のとおりです。



- (注) 1 . Apple Inc.が提供する、App Storeアプリの一括購入プログラムです。企業などの組織がアプリを一括購入して組織内のユーザーに簡単に配布でき、アプリの割り当て後も所有権は管理者が保持しているので、必要に応じて取り消しや再割り当てが可能となり、対象のデバイスが10台でも、1万台でも、iPhone、iPad、Mac、Apple TVの管理が容易にできるようになります。
- 2 . Apple Inc.が提供する、新規に購入したモバイル端末をMDMサービスの管理下へ配置する作業を自動化するプログラムです。設定中のモバイル端末を監視するために、実際に管理者がモバイル端末に触れなくとも構成できるようになり、初期設定の手順が簡素化されます。
- 3 . Google LLCが提供するプログラムで、パートナー企業によるAndroid Enterpriseの仕様に則した製品やサービス、ソリューションの開発、販売などの支援を目的としています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキューブ ドベンチャーズ	福岡県福岡市 中央区	10	投資事業、投資事業組合 の運用、投資先支援等	(所有) 100.0	役員兼任3名
(連結子会社) アイキューブド1号投 資事業有限責任組合 (注)1、2	福岡県福岡市 中央区	400	投資事業	(所有) 99.0 [1.0]	-

(注)1. 特定子会社であります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔 〕は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
CLOMO事業	122 [15]
投資事業	1
合計	123 [15]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を〔〕内に外数で記載しております。

2. 投資事業の従業員数は、株式会社アイキューブドシステムズから株式会社アイキューブドベンチャーズに出向している従業員数を記載しております。

3. 従業員数が前事業年度に比べて24名増加したのは、主に今後の継続的な事業成長に向けた人員体制の強化を図るため、期中採用が増加したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2023年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
123 [15]	36.0	4.3	6,435

(注) 1. 従業員数は就業人員数(グループ内への兼務出向を含む)であります。

2. 臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を〔〕内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数が前事業年度に比べて24名増加したのは、主に今後の継続的な事業成長に向けた人員体制の強化を図るため、期中採用が増加したことによるものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働省の男女の賃金の差異(%) (注3)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
6.9	100	-	-	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表項目としていないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は従業員数が100名以下であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき開示義務がある連結子会社が存在しないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは当社及び連結子会社2社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合）の計3社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの主要事業である、CLOMO事業の導入法人数（CLOMOを導入している企業や、学校や官公庁などの公的機関の組織数）、ライセンス継続率を経営指標としております。

(3) 経営環境と経営戦略

当社グループの主要事業であるCLOMO事業は、MDM市場（モバイル端末管理市場）に属しております。MDM市場全体の市場規模は、2022年においては162億円（前年比11.7%増）、2026年までに250億円まで成長する見通し（注1）であることから、CLOMO事業についても継続的な成長を見込んでおります。

マーケットの状況としては、3G停波（注2）に伴うフィーチャーフォン（従来型携帯電話）の生産終了、PHSのサービス終了等により、企業や医療機関においてスマートフォンの導入が加速しております。

また、スマートフォン以外では、DXの促進に伴って業務専用端末の管理需要が増加しており、MDMの管理対象となる端末の種類は拡大しております。さらに、PC資産管理ソフトウェアについては従来のオンプレミス型からSaaS型への移行が進み、モバイル端末とPCの統合管理の需要が増加しております。このように、CLOMO事業は業務専用端末管理市場やPC資産管理市場にも成長領域を拡大しており、十分な開拓余地が残されていると考えております。

当社グループとしては、そのような状況からより多くの顧客を獲得するため、製品開発活動では、生産性の向上による原価の低減と、管理対象端末の種類増加に対応するための機能開発及び他社製品との連携による付加価値の向上に引き続き注力してまいります。また、営業活動では、全国7箇所の営業拠点網を通じて地方の販売パートナーとの連携を強め、CLOMO MDMとしての販売に加えて、OEM製品の販売による売上成長スピードの加速を図ってまいります。

(注) 1. 出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望」2022年度版。

2. 携帯キャリア各社が第3世代移動通信方式（3G）のサービス提供を順次終了する予定となっております。当社の主要な販売パートナーであるNTTドコモグループは、第3世代移動通信方式の「FOMA」及び携帯電話からインターネットやメールを利用できるサービス「iモード」の提供を2026年3月に終了予定です。

(4) 当社グループの対処すべき課題

MDM市場におけるシェアの拡大

CLOMO事業が属するMDM市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加に加えて、モバイルPCや業務専用端末など、新たなMDMの活用シーンの拡大によって成長を遂げており、当社グループも導入法人数・ライセンス数の増加により収益基盤が拡大しております。一方で海外からの参入も含め、国内市場においては競合他社も増えてきております。

このような中で、CLOMO事業のMDM市場におけるシェアを拡大させるためには、当社グループの技術開発力をベースにした高機能化・周辺機能の追加・複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実による高い継続率の維持に取り組んでまいります。

また、クラウドを利用したSaaSサービスであるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社グループは新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社グループに大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負荷無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

開発体制の強化

CLOMO事業の拡大に向けては、多様化する顧客ニーズへ対応し、さらなる新機能の開発を進めていくことが課題と考えております。近年の国内におけるITエンジニアの採用環境については、売り手市場の継続により厳しい状況となっております。このような状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、企業やコミュニティで開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

さらには、M&Aを通じた開発人員の増強や、海外におけるオフショア開発先の開拓など、外部リソースの活用も視野に、抜本的な開発体制の強化に取り組んでまいります。

品質保証体制の強化

顧客に提供するサービスを構成するソフトウェアについては、サービス品質向上に向けた様々な施策を実施してきた結果、顧客満足度の向上によるユーザーの定着が進んでおります。当社グループでは、この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しており、サービス品質向上のための様々な改善活動に積極的に取り組んでまいります。

カスタマーサクセス活動の効率化

CLOMO事業はサブスクリプション型のビジネスモデルであり、顧客のライセンス継続率を高く維持することが重要と認識しております。カスタマーサクセス活動においては、メール及び電話での顧客からの問い合わせ対応に加えて、顧客との関係強化に向けた定期的な面談を実施し、CLOMO MDMの基本的な利用方法から効果的な活用方法までを学べる「CLOMO ステップアップセミナー」を月数回開催しております。顧客からの電話での問い合わせに対しては、電話応答率が平均90%を上回るなど、顧客に寄り添った迅速な課題解決を行うことができる体制を構築しております。

一方で、CLOMO事業の顧客数の順調な拡大に伴って問い合わせの件数は年々増加しております。これに対して、顧客数の増加に比例して人員増強を進めるのではなく、従来のカスタマーサクセス活動の品質を保ち、高い継続率を維持しつつも、業務効率化によってカスタマーサクセス活動に係る人員数を一定程度に抑制することが課題と考えております。そのために、製品の操作マニュアルや操作レクチャー動画の拡充を進めており、顧客自身で製品操作に対する疑問を解消しやすい環境を整えることで、顧客の利便性向上及び業務の効率化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げており、様々な挑戦を楽しみながら取り組み、また同時に、挑戦を楽しむ人や組織を支えることで、笑顔あふれる社会の実現に貢献いたします。サステナビリティに関する取り組みについても、この挑戦の一つと捉えております。当社グループを取り巻く事業環境や経営状況を踏まえ、適切な時期に、ステークホルダーの皆さまと連携しながら、持続可能な社会への貢献に取り組んでまいります。



(1) ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上に向け、2023年6月にサステナビリティ方針を策定しております。当社グループのサステナビリティに関する取り組みについて経営会議等で協議された内容の報告を取締役会が受け、当該施策について、取締役会において審議・監督を行っております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、次のとおりであります。

人材の多様性

当社グループは、多様性を踏まえた人材の活用が当社グループの持続的成長のために必要不可欠であると考え、国籍や性別などの属性を問わず、多様なバックグラウンドや個性を持つ人材を採用し、これにより多様かつ挑戦的なカルチャーを醸成してまいります。

人材の育成

当社グループの競争力の源泉は人材であるという認識のもと、様々な人材育成施策に取り組んでおります。具体的には、従業員一人ひとりのキャリア形成を支援することを目的に、新卒社員向け研修、階層別研修、マネージャー育成プログラム、所属部門によるOJT等を実施しております。さらに、自律的なキャリア形成をサポートするため、eラーニングを導入し、従業員自ら積極的に学べる環境を提供しております。

また、当社グループのエンジニアが専門的な知識を幅広く習得し、かつ、能力向上の動機づけに繋げることを目的として、国内外の技術カンファレンスに積極的に参加できる機会を提供しております。

社内環境整備

当社グループにおいては、従業員一人ひとりが働きがいをもち、安心して働き続けることができる職場環境を整備しております。具体的には、フルフレックスタイム制や状況に応じたテレワークの活用など、従業員一人ひとりの生活スタイルに応じたワークライフバランスを実現させることができるよう、さまざまな仕組みづくりに努めております。

また、直近2期においては、産前産後休業・育児休業の対象となった社員の100%が産前産後休業・育児休業を取得しており、男性社員も育児休業を取得するなど、性別に関係なく制度を活用できる環境を整えております。

(3) リスク管理

当社グループにおける全社的なリスク管理は、事業活動に伴い発生する可能性がある経営上のリスクについて、リ

スクを可視化し、当社グループに発生するあらゆるリスクを統合的・包括的・戦略的に把握・評価・最適化し、価値最大化を図るリスクマネジメント手法で行っており、リスク管理担当部門より四半期ごとに取締役会へ報告しております。サステナビリティに関するリスクについても、その他のリスクと同様に、当該手法で管理しております。

(4) 指標

当社グループでは、上記(2)戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する実績は、次のとおりであります。

指標	実績(当事業年度)
全労働者に占める女性労働者の割合	41.5%
管理職に占める女性労働者の割合	6.9%
全労働者に占める外国籍労働者の割合	9.8%
男性労働者育児休業取得率	100%
一人あたり1ヶ月の平均時間外労働時間	5.1時間

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場動向と主軸事業、事業環境の変化について

当社グループの主軸事業であるCLOMO事業は、サブスクリプション契約により、クラウドを利用してSaaSの形態で企業向けにMDMサービスを提供しております。顧客企業は、自社の従業員等にCLOMOがインストールされたモバイル端末（スマートフォン/タブレット端末など）を貸与し、当該モバイル端末を通じて、従業員への情報提供、従業員からの成果物の受領及び従業員の就業時間の管理などを行うことができます。

ただし、当該事業は、国内外の経済情勢や、顧客企業動向に左右されるうえ、技術進化が著しく、顧客ニーズも多様化していくことから、それらへの対応が遅れた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定取引先への依存について

主軸事業であるCLOMO事業の販売チャネルとしては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店を通じての取引が多く、販売先の上位1社による売上が売上高の45.9%（2023年6月期実績）を占めています。当該販売パートナーとは良好な関係を築いておりますが、販売パートナーの予期せぬ販売方針の変更や当社グループが原因となる重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定事業への依存について

当社グループはCLOMO事業及び投資事業を展開しておりますが、投資事業については提出日現在において売上高が計上されておらず、当連結会計年度の売上高はすべてCLOMO事業によるものです。そのため、CLOMO事業が属するMDM市場の成長が想定通り進まない場合、又は当社グループが事業環境の変化に適切に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方で、(4)に記載の通り、当社グループは収益源の多様化のため、新規事業を展開する方針であり、代替となる収益基盤の構築を進めてまいります。

(4) 新規事業について

当社グループはCLOMO事業を主軸事業としていますが、収益源の多様化のため、リスクを慎重に検討しつつ、新規事業を展開する方針です。新規事業の開発あるいは収益化が計画通りに進まない場合、減損損失の計上が必要になる等、投資を回収できなくなる可能性があります。また、新規事業の内容によっては、事業固有のリスクが加わる場合があります。これらの新規事業の内容あるいは進捗状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) エンドユーザーによるモバイル端末切り替えに伴う解約について

主軸事業であるCLOMO事業においては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店によるモバイル端末販売と合わせて、顧客企業であるエンドユーザーと契約を行うため、エンドユーザーと携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店の関係悪化等の要因により、エンドユーザーが他社の販売するモバイル端末に切り替える場合に、当社グループによる関与が及ばない状態で、契約を解約される可能性があります。予算及び経営計画において、将来の解約を見込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクの対応策として、顧客の問い合わせを迅速に解決する手厚いサポート体制を構築しております。さらに、顧客との関係性強化に向けた定期的な面談や、CLOMO MDMの活用について学べるステップアップセミナーを実施しており、これらのサポート活動及びカスタマーサクセス活動を通じて、モバイル端末を切り替えた場合においても、継続して製品を利用していただけるよう取り組んでおります。

(6) 競合等について

CLOMO事業の属するMDM市場において、新規参入や他社との競合により、価格競争が激化し、想定した単価で契約ができない場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはApple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等といった、いわゆるプラットフォームの提供するOSやインフラを利用して、CLOMOサービスを提供しております。これらのプラットフォームは自社でもMDMサービスを提供していますが、当社グループに対する料金体系や利用上の制約を変更した場合、あるいは当社グループに対するサービス提供を停止した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティ及び情報漏洩について

当社グループは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。当社グループは、情報システム管理規程を策定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施するなど、情報管理の徹底に努めております。また、統合脅威管理機能を持つシステムも利用し、さらに社外専門家からのチェックを受ける等の施策を実施することにより、情報セキュリティ体制の強化を行っております。

しかしながら、外部からのサイバー攻撃、従業員の過失による重要データの消去や従業員による不正取得の可能性のほか、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社グループは、第三者との間で将来の業績に影響を及ぼすような重大な訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。しかしながら、事業活動を展開する中で、知的財産権、環境、労務等、様々な訴訟の対象となるリスクがあり、将来の業績に大きな影響を及ぼすことが危惧される重大な訴訟が提起された場合や訴訟の結果によっては当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業活動の遂行に際し、内部統制の充実やコンプライアンスの強化に努めております。

また、当社グループでは、事業展開にあたり知的財産権に関する訴訟を未然に防ぐため、特許事務所を通じた知的財産権の特許調査を実施しており、当社グループの技術等が他社の知的財産権に抵触しているという事実は認識しておりません。しかしながら、当社グループの業務に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、知的財産権侵害として損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムダウン、システム障害について

当社グループは、Apple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等のクラウドサービスを利用してインター

ネット上でサービスを提供しております。したがって、自然災害や事故によるインターネット通信網の損傷や予期せぬアクセス急増に伴うサーバーダウンに起因して、当社グループのサービス提供に支障が生じる場合があります。そのような事態となった場合、エンドユーザーへの補償等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、分散バックアップデータを元に、早急に障害等から復旧する体制の強化を行ってまいります。

(10) 内部管理体制及びコンプライアンスについて

当社グループは、業務の適正性、財務諸表の信頼性確保のため、内部統制システムの適切な運用を行っております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスに関する規程を整備・充実するとともに、従業員への研修など啓蒙活動を継続的に実施し、法令遵守に取り組んでおります。しかしながら、故意あるいは想定し得ない重大なコンプライアンス違反や法令違反があった場合、当社グループの社会的信用が低下し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社グループは、従業員が123名（当連結会計年度末現在）と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後の事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、急激な社員増加に対応しきれない場合や、退職が続出するような場合には、事業計画が想定通り進捗せず、長期的な競争力の低下あるいは機会損失が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社グループの創業者であり、代表取締役執行役員社長 CEOである佐々木勉は、当社設立以来、経営方針や戦略の立案・実行、システム開発を推進し、当社グループを強いリーダーシップで牽引してきました。当社グループの保有する知的財産権のほとんどは同氏が手がけたものです。当社グループは各部門のリーダーに権限委譲し、安定的な経営体制を構築しておりますが、同氏に不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材確保について

当社グループは、業容拡大に伴う適切な人材確保が必要であると考えており、主にソフトウェア開発等に高度な技術スキルを有する人材の確保を必要としております。しかしながら、人材の確保が順調に進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は95,420株であり、発行済株式総数5,292,350株の1.80%に相当しております。

(15) ベンチャーキャピタル等の株式所有割合について

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の当社株式の所有割合は、当連結会計年度末現在9.13%であります。当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、一般の株主の方向けの決算説明会と機関投資家との継続的な面談など、健全な株価形成のためのIR活動と、中長期的な視点での株主作りを行ってまいります。

(16) 研究開発費について

当社グループは受託開発ではなく、自社で開発した技術をライセンス提供するというビジネスモデルを展開して

おり、その根幹を支える研究開発に多くの予算を投入していく予定であります。研究開発は、調査やレポートをもとに、利用者のニーズや競合他社の動向等を予測の上、方針を決定しておりますが、予測が大きく外れた場合や、研究開発に係る方針を転換しなければならない場合には、投下した資金を回収できず、また事業の展開が遅延することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 投資事業について

当社グループは新たな収益源の創出のため、当社グループの事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業、当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業を対象に投資を実施しております。投資先の事業の状況によっては、保有有価証券の評価損が発生し、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象の株式等について取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限や水際対策の緩和により、社会経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナ情勢や各国の金融政策の動向などに対する懸念が長期化しており、引き続き先行き不透明な状態が続きました。

このような市場環境の中、当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループの事業展開としては、企業や教育、医療の現場において活用が進むモバイル端末を、一元的に管理・運用するためのマネジメントサービスをSaaS（Software as a Service）として提供する「CLOMO事業」を主軸事業とし、CVCやM&Aを通じた投資活動によって当社グループの持続的な成長の実現及びスタートアップ企業における新たな価値創造への挑戦を支える「投資事業」を運営しております。

当連結会計年度の経営成績については、主軸事業であるCLOMO事業において、法人利用向けスマートフォンの調達不調が続くなど外部環境の影響を受けながらも導入法人数が堅調に成長した結果、売上高が増加しました。費用面については、製品開発力の増強を目的に、新たに開拓した委託先企業と積極的に開発投資を進めたことで、ソフトウェア製品のリリースが増加し減価償却費を含む売上原価が増加しました。また、営業拠点の拡大に伴う人材の増強や、情報セキュリティ体制強化に向けた投資に加えて、人的資本に対する取り組みとして給与体系及び評価制度の見直しによる従業員給与のベースアップを図っており、販売費及び一般管理費についても増加しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,665,041千円（前期比8.6%増）、営業利益618,689千円（前期比25.2%減）、経常利益609,938千円（前期比25.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益440,098千円（前年同期比18.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

CLOMO事業

CLOMO事業は、サブスクリプション型のSaaSサービスとして、2010年から提供を開始したモバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を主軸に事業を展開しており、2022年12月に公表されたMDM市場(自社ブランド)シェアにおいて、2011年度から12年連続でシェアNo. 1を達成しました(注1)。

当連結会計年度においては、期初に計画していた北海道、宮城県、愛知県への新たな営業拠点の開設が完了し、全国の顧客に対する支援体制を強化しております。また、主要な販売パートナーである株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴い、当社のCLOMO MDMが採用され、OEM提供を開始しました。なお、リニューアル前の「あんしんマネージャー」の新規契約受付は2023年3月に終了し、サービスの提供も2026年3月に終了を予定されていることから、リニューアル後の「あんしんマネージャーNEXT」（注2）への契約移行は2026年3月までに完了する見通しです。販売パートナーとの協業とOEM提供による販売を通じて、CLOMOサービスの販売拡大に取り組んでまいります。

さらに、オプションサービスの拡充に向けて、サイバー攻撃などの様々な脅威からモバイル端末を守り、顧客が安心・安全にモバイル端末を利用できるよう、CLOMOサービスとセキュリティソリューションとの連携を進めております。その上で、2022年10月より、Deep Instinctが開発・提供をする「Deep Instinct」（注3）とCLOMO MDMを組み合わせた「CLOMO MDM エンドポイントセキュリティ secured by Deep Instinct」の提供を開始しました。

また、モバイル端末の導入時に必要な端末の初期設定などの作業を代行する「CLOMO キットアップサービス」、CLOMO MDMの初期設定から運用の開始までを手厚く支援することで、MDM運用担当者の負担軽減と目的に応じた適切なモバイル端末の運用を実現する「CLOMO オンボーディングサービス」の2つのサービスを新たに開始しました。モバイル端末の導入から運用まで幅広くサポートするサービスメニューの拡充により、顧客企業のMDM運用担当者の業務負荷軽減に貢献するとともに、ライセンス継続率とARPUの向上に取り組んでおります。

開発面においては、継続的にOS開発元とのパートナーシップ強化に取り組んでおります。2023年6月には

Google LLCが提供するパートナープログラム「Android Enterprise Partner Program」（注4）において、CLOMOサービスの導入実績の多さや製品力の高さ、そして導入支援や導入後のサポートを担当するスタッフがAndroid Enterpriseに関する豊富な知識を有していることが評価され、Gold Partnerとして認定されました。

これらの取り組みにより、導入法人数は4,929社（前連結会計年度末に比べ1,014社、25.9%増加）に達しました。

この結果、売上高は2,665,041千円（前期比8.6%増）、営業利益は634,355千円（前期比24.1%減）となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	2,435,820千円
SECURED APPs	売上高	157,165千円
その他	売上高	72,055千円

投資事業

投資事業は前連結会計年度より開始した新規事業であり、2021年11月にベンチャーキャピタル子会社として株式会社アイキューブドベンチャーズを設立いたしました。また、2022年1月に当該子会社を通じてアイキューブド1号投資事業有限責任組合を設立し、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）として投資活動を実施しております。当連結会計年度においてはCVCを通じて3社へ投資を行い、これまでの投資先社数は5社となりました。

なお、主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業及び当社グループが本社を置く九州の地で活動している企業としております。

また、当社グループの新たな市場領域への進出及び収益源の創出を図るべく、M&Aを通じた新事業開発及び開発力の増強にも積極的に取り組んでおります。

この結果、営業損失は15,666千円（前期は営業損失8,712千円）となりました。

(注) 1. 出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望」2011～2020年度、「ミックITレポート2022年12月号」2021年度出荷金額実績及び2022年度出荷金額予想。

2. 株式会社NTTドコモが提供しているモバイル端末管理サービスです。主に、社員・生徒に貸与した端末に対して紛失・盗難時に有効な「ロック/初期化」機能や、「カメラ制御」「利用可能アプリの制限」などのセキュリティ機能、「アプリ配信」などの端末管理業務効率化機能を備えています。
3. Deep Instinctが独自でサイバーセキュリティのために構築したエンドポイントセキュリティのソリューションです。世界で初めて(2020年12月時点でのDeep Instinct調査による)となるディープラーニングのモデルを用いて、将来発生しうるマルウェアやゼロデイ攻撃などの未知の脅威を予測し、モバイル端末やPCなどの機器への侵入を未然に防ぎます。
4. Google LLCが提供するプログラムで、パートナー企業によるAndroid Enterpriseの仕様に則した製品やサービス、ソリューションの開発、販売などの支援を目的としています。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態については次のとおりであります。

(資産)

総資産は3,399,411千円となり、前連結会計年度末に比べ196,655千円の増加となりました。これは主に売掛金が26,642千円、営業投資有価証券が90,596千円、その他流動資産が29,628千円、ソフトウェアが159,256千円、投資有価証券が123,813千円、繰延税金資産が32,710千円増加し、現金及び預金が281,431千円減少したことによるものです。

(負債)

負債は825,904千円となり、前連結会計年度末に比べ152,921千円の減少となりました。これは主に未払法人税等が118,669千円、契約負債が25,838千円、その他流動負債が47,884千円減少し、賞与引当金が33,992千円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産は2,573,506千円となり、前連結会計年度末に比べ349,577千円の増加となりました。これは主に親会社株主

に帰属する当期純利益の計上に伴い利益剰余金が440,098千円増加し、剰余金の配当に伴い利益剰余金が105,494千円減少したことによるものです。この結果、自己資本比率は75.5%（前連結会計年度末は69.3%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は2,055,977千円となり、前連結会計年度末に比べ281,431千円の減少となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は301,117千円（前年同期は得られた資金275,503千円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益609,938千円、減価償却費177,706千円、賞与引当金の増加額33,992千円、売上債権の増加額26,642千円、契約負債の減少額25,838千円、営業投資有価証券の増加額90,596千円、法人税等の支払額340,278千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は484,467千円（前年同期は使用した資金208,178千円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出346,192千円、投資有価証券の取得による支出130,806千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は98,082千円（前年同期は使用した資金36,400千円）となりました。これは主に、配当金の支払額105,389千円によるものです。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、受注から役務提供の開始までの期間が短く、受注状況には重要性がないため記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
CLOMO事業	2,665,041	108.6
投資事業	-	-
合計	2,665,041	108.6

(注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,098,899	44.8	1,248,287	46.8
株式会社ティーガイア	291,251	11.9	291,233	10.9

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績の状況」、「(2) 財政状態の状況」、「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。事業運営上必要な運転資金の需要のうち主なものは、当社グループサービスを安定的に運営し、また拡大していくための開発人員及び営業人員の人件費、研究開発に係る費用であります。

目標とする経営指標の状況

a CLOMOの導入法人数

当連結会計年度末のCLOMOの導入法人数は4,929社（前連結会計年度末に比べ1,014社、25.9%増加）となりました。

営業拠点の増設によって地方の販売パートナーとの協業が進んだことや、OEM提供による販売を開始したことによって、導入法人数の増加ペースが加速しており、純増導入法人数は前期比約2倍となりました。

b ライセンス継続率

当連結会計年度のライセンス継続率は97.1%となりました。（注）

カスタマーサクセス部門による、ユーザーミーティングの開催や、定期面談、製品活用のためのステップアップセミナーの実施など、エンドユーザーの成功体験を目的とした様々な取り組みの成果が、製品に対する心理的ロイヤルティ向上を後押ししたことと、Android Enterprise Recommended取得によりAndroid搭載モバイル端末を使用している顧客に対してCLOMOがAndroid搭載モバイル端末の管理に最適なモバイル端末管理サービスのひとつであるという認知が広まったことで、ライセンス継続率は引き続き高い水準を維持しております。

(注)継続率は、当連結会計年度に発生した各月の解約数を前年同月末のライセンス数から控除したライセンス数について、前年同月末ライセンス数で除して算出しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動として、新たなサービスを開発するための開発調査や、CLOMO事業の販売先の拡大を目的とした、追加機能開発を行うための開発調査を行いました。

当社グループの研究開発における社内体制としては、製品開発運用本部や情報システム戦略部に所属する、クラウドやEMM領域、生産性向上のためのシステム開発等に高い専門性を有するメンバーが活動しております。

これらの研究開発活動により、当連結会計年度における研究開発費は17,798千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、事業のサービスの充実を図ることを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は348,059千円であり、これは主にソフトウェアの開発337,002千円によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及び備 品	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定	その他	合計	
福岡本社 (福岡県福岡市中央 区)	CLOMO事業	事務所	17,573	7,407	210,793	174,184	8,286	418,245	77 (11)
東京本社 (東京都港区)	CLOMO事業	事務所	8,104	798	-	-	-	8,903	36 (3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物は賃借しております。年間賃借料は40,149千円であります。

3. 帳簿価額のうち、「その他」は商標権であります。

4. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2023年6月30日現在

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額(千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	福岡本社 (福岡県福岡市中 央区)	CLOMO事業	クロスプラット フォーム化のソフト ウェア(注)2	220,000	-	自己資金	2020年 7月	2024年 6月 (注)3	(注)1
提出会社	福岡本社 (福岡県福岡市中 央区)	CLOMO事業	新システムへの移行 (注)4	215,000	-	自己資金	2021年 3月	2024年 6月	(注)1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. クロスプラットフォーム化は、当社が提供する異なるOSに対応したアプリケーションを開発する際に、OSごとに異なる開発方法ではなく、共通の方法での開発を可能にすることで、開発効率の改善を目指すものであります。

3. 当初の計画では2022年6月に完了予定でしたが、開発計画の変更等により、完了予定年月を2024年6月に延期しております。

4. CLOMOサービスの既存システムの一部を新しいシステムへ移行させることで、開発効率の改善とユーザーインターフェースの改良を目指すものであります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年9月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,292,350	5,292,750	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	5,292,350	5,292,750	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行株式のうち19,200株は、現物出資（譲渡制限付株式の発行に伴う金銭報酬債権92,971千円）によるものであります。

2. 2023年7月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数400株増加しております。

3. 提出日現在の発行数には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2014年6月26日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 78(注)5
新株予約権の数(個)	520 [480] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,200 [4,800] (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、4
新株予約権の権利行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者の行使期間中の各年(6月27日から翌6月26日まで)において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使

ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認められない。

その他の条件は、当社株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員15名となっております。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」の及びに規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6 に準じて決定する。

- 8 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27(注) 5
新株予約権の数(個)	2,780(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,800(注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、 4
新株予約権の権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者の行使期間中の各年(11月1日から翌10月31日まで)において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員12名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6に準じて決定する。

8. 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 60(注)5
新株予約権の数(個)	4,710(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 47,100(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注)2、4
新株予約権の権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認め

た場合は、この限りではない。

ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、従業員37名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 6 に準じて決定する。

8 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年5月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22(注)4
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,665(注)2
新株予約権の権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,665 資本組入額 2,332.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2022年6月期から2030年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、従業員 16 名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から、上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月10日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 18(注)4
新株予約権の数(個)	3,750(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,750(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,040(注)2
新株予約権の権利行使期間	2024年6月15日～2032年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,040 資本組入額 1,020
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2023年6月期から2031年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金36億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員17名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年5月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 33(注)4
新株予約権の数(個)	8,570(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,570(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,478(注)2
新株予約権の権利行使期間	2025年6月15日～2033年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,478 資本組入額 739
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2024年6月期から2032年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主

総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員32名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注) 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注) 4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月2日 (注) 1	普通株式 156,135	普通株式 501,135 A種優先株式 100,000 B種優先株式 22,801 C種優先株式 33,334	-	100,000	-	-
2019年12月2日 (注) 2	A種優先株式 100,000 B種優先株式 22,801 C種優先株式 33,334	普通株式 501,135	-	100,000	-	-
2019年12月20日 (注) 3	普通株式 4,510,215	普通株式 5,011,350	-	100,000	-	-
2020年7月14日 (注) 4	普通株式 150,000	普通株式 5,161,350	215,280	315,280	215,280	215,280
2020年7月15日～ 2020年8月11日 (注) 5	普通株式 9,300	普通株式 5,170,650	1,162	316,442	1,162	216,442
2020年8月12日 (注) 6	普通株式 22,500	普通株式 5,193,150	32,292	348,734	32,292	248,734
2020年8月13日～ 2020年11月11日 (注) 5	普通株式 10,700	普通株式 5,203,850	1,337	350,072	1,337	250,072
2020年11月12日 (注) 7	普通株式 6,000	普通株式 5,209,850	24,870	374,942	24,870	274,942
2020年11月13日～ 2021年6月30日 (注) 5	普通株式 28,500	普通株式 5,238,350	3,562	378,504	3,562	278,504
2021年7月1日～ 2021年11月10日 (注) 5	普通株式 6,400	普通株式 5,244,750	1,655	380,159	1,655	280,159
2021年11月11日 (注) 8	普通株式 10,000	普通株式 5,254,750	18,950	399,109	18,950	299,109
2021年11月14日～ 2022年6月30日 (注) 5	普通株式 20,100	普通株式 5,274,850	5,302	404,412	5,302	304,412
2022年7月1日～ 2022年11月23日 (注) 5	普通株式 2,700	普通株式 5,277,550	877	405,289	877	305,289
2022年11月24日 (注) 9	普通株式 3,200	普通株式 5,280,750	2,665	407,955	2,665	307,955
2022年12月2日～ 2023年6月30日 (注) 5	普通株式 11,600	普通株式 5,292,350	1,832	409,787	1,832	309,787

- (注) 1. 2019年12月2日付で、全てのA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として同数の普通株式を交付いたしました。
2. 2019年12月2日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の消却を行っております。
3. 2019年12月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- | | |
|---------|-----------|
| 発行価格 | 3,120円 |
| 引受価額 | 2,870.40円 |
| 資本組入額 | 1,435.20円 |
| 払込価額の総額 | 430,560千円 |
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
- | | |
|-------|-----------|
| 発行価格 | 2,870.40円 |
| 資本組入額 | 1,435.20円 |
| 割当先 | 野村證券株式会社 |
7. 譲渡制限付株式報酬として新株式6,000株を発行しております。
- | | |
|-------|--------------------|
| 発行価額 | 8,290円 |
| 資本組入額 | 4,145円 |
| 割当先 | 当社取締役（社外取締役を除く。）6名 |
8. 譲渡制限付株式報酬として新株式10,000株を発行しております。
- | | |
|-------|--------------------|
| 発行価額 | 3,790円 |
| 資本組入額 | 1,895円 |
| 割当先 | 当社取締役（社外取締役を除く。）6名 |
9. 譲渡制限付株式報酬として新株式3,200株を発行しております。
- | | |
|-------|---|
| 発行価額 | 1,666円 |
| 資本組入額 | 833円 |
| 割当先 | 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）2名及び執行役員3名 |
10. 2023年7月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が400株、資本金が50千円及び資本準備金が50千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	20	29	12	9	1,604	1,677	-
所有株式数（単元）	-	1,419	1,990	1,178	2,271	66	45,958	52,882	4,150
所有株式数の割合（%）	-	2.68	3.76	2.22	4.29	0.12	86.90	100.00	-

(注)自己株式168株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に68株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐々木 勉	福岡県福岡市早良区	2,715	51.30
ジャフコSV4共有投資事業有 限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社 内)	447	8.44
畑中 洋亮	東京都世田谷区	421	7.96
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	129	2.44
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	110	2.08
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千 代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	95	1.79
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)(常任代 理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋一丁目13番1 号)	90	1.70
平 強	東京都目黒区	86	1.62
大野 尚	福岡県福岡市城南区	60	1.13
ビッグ・フィールド・マネージ メント株式会社	福岡県福岡市中央区天神五丁目10番1号 NYBFビル4階	60	1.13
計	-	4,215	79.65

(注) 1 . 2021年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ジャフコグループ株式会社が2021年6月1日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	533	10.22

2 . 2021年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、畑中洋亮氏が2021年7月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
畑中 洋亮	東京都世田谷区	399	7.66

3 . 2022年8月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社が2022年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200	3.80

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,288,100	52,881	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,150	-	-
発行済株式総数	5,292,350	-	-
総株主の議決権	-	52,881	-

(注)「単元未満株式」の欄には、自己株式68株含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイキューブドシステムズ	福岡県福岡市中央区天神四丁目1番37号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注)上記以外に自己名義所有の単元未満株式68株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	47	112
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株の買取りによる取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2023年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	168	-	168	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な継続成長に貢献するとともに、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

以上の配当方針に基づき、当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり30円としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年6月30日又は12月31日を基準日として剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

(注) 基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年8月9日 取締役会	158,765	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

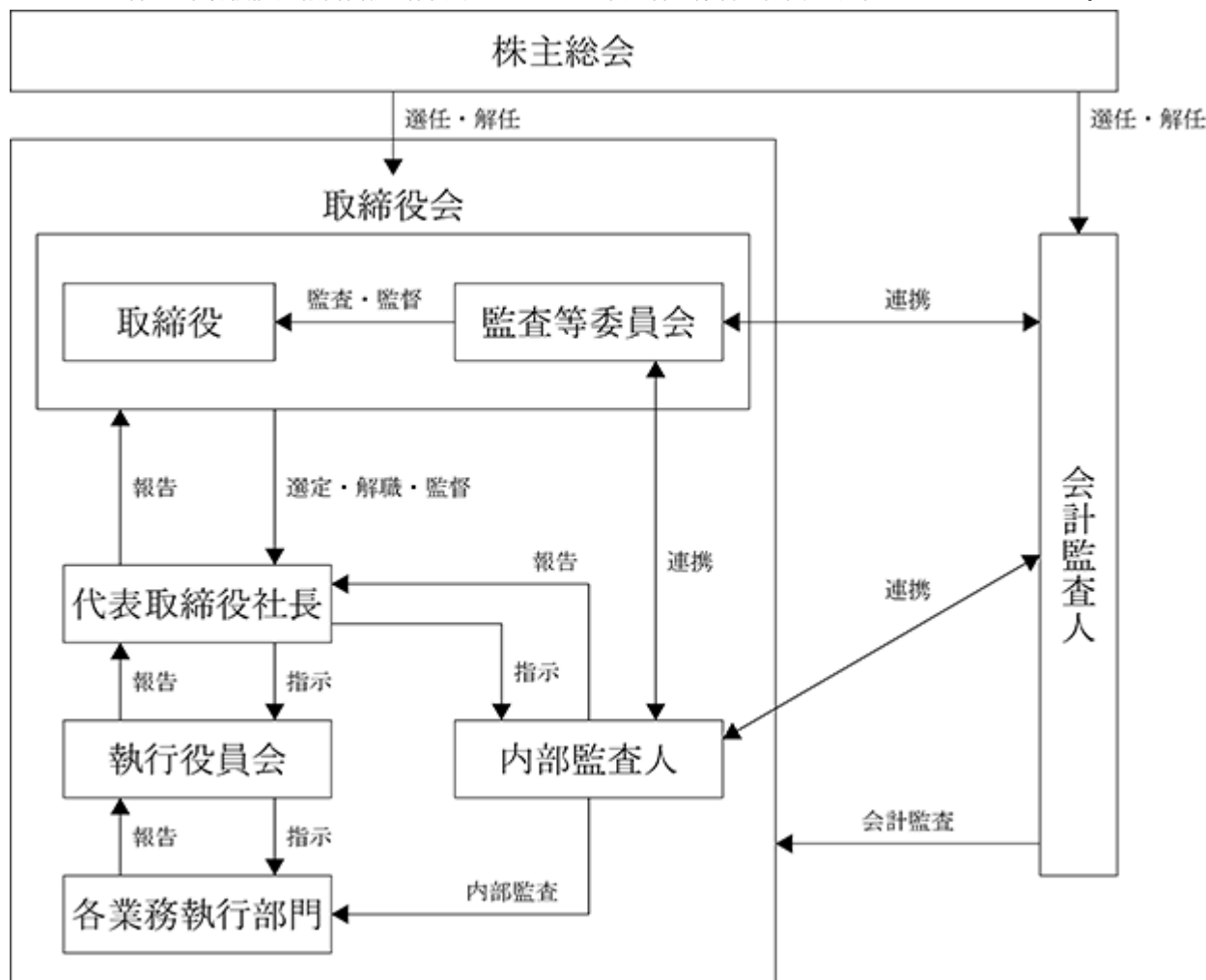
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社の本有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



() 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務め、取締役 有森正和、里見亮陸及び社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の7名で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

() 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の4名で構成されており、全員が独立社外取締役です。監査等委員会は、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行っております。また、監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

() 執行役員会

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、機動的に成長戦略を実行する目的で、執行役員制を導入しております。執行役員会は、取締役（社外取締役を除く。）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びその他取締役が必要と認める者が参加し、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務めております。原則として月1回以上開催し、各業務執行部門の業務遂行状況に関する報告、課題の検討及び事業計画等の審議を行っております。

() 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

() 内部監査人

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任者が当社業務執行部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通知し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査等委員及び会計監査人と監査情報を共有するなど、連携しております。

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営経験や専門的見識を有した社外取締役で構成された監査等委員会を設置し、独立した立場から取締役会を監督することで、コーポレート・ガバナンス体制の充実及び強化を図っております。また、内部監査人を任命し、日常的な業務執行を監査しております。これらの各機関の相互連携が業務執行の適正性確保に有効であると判断し、現体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

() 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．行動規範、コンプライアンス管理規程を定め、取締役はこれを遵守します。
- イ．取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。
- ウ．取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めた上で、適切に保存・管理します。

() 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ア．事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行います。
- イ．各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

() 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。
- イ．各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

() 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施

し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

イ．業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。

ウ．適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。

() 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告します。

イ．リスク管理推進委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてリスク管理推進委員会にて報告します。

ウ．内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導します。

() 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができます。

() 前号の使用人の独立性に関する事項

ア．監査等委員会の補助者の職務執行について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

イ．監査等委員会の補助者の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

() 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ア．法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査等委員は出席します。

イ．監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いはいりません。

() その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査等委員との緊密な連携などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

リスク管理は、取締役会により選任されたリスク管理担当役員が、リスク管理方針の立案とリスク管理を遂行し、定期的にリスク状況を取締役会に報告しております。また、不測の事態が発生した場合には随時取締役会へ報告するとともに、取締役会でリスク管理方針を決定し、対応していくこととなっております。

企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であることから、顧問弁護士や業界誌等を通じて関係する法令等の改廃動向を適切に把握するとともに、アイキューブドシステムズ行動規範を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

c 社外取締役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項における賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間500万円又は同法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

d 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするこ

とにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び子会社の取締役並びに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

e 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

f 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日又は12月31日を基準日として、配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

i 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

j 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

取締役会の活動状況

当社は原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度における、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐々木 勉	13回	13回
有森 正和	13回	13回
里見 亮隆	13回	13回
幸田 好和	13回	12回
内田 裕子	13回	13回
古宮 洋二	10回	10回
舞田 靖子	10回	10回
大淵 一正	3回	3回
市川 仁	3回	3回
林 正寿	3回	3回
小玉 博和	3回	3回
蓑宮 武夫	3回	3回
唐池 恒二	3回	3回

(注) 1. 大淵一正、市川仁、林正寿、小玉博和、蓑宮武夫、唐池恒二は、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において退任いたしましたので、出席状況は退任以前の回数を記載しております。

2. 古宮洋二、舞田靖子は、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において取締役に選任され、同日付で就任いたしましたので、出席状況は就任後の回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、法令・定款に定められた事項や経営上の重要な事項についての審議に加えて、事業戦略や投資に関する事項等を検討しました。さらに、業務執行取締役から業務執行状況及び事業進捗に関する報告を受けることにより、取締役の職務執行の監督を行ったほか、内部監査及び内部統制監査の状況やリスク管理状況など、内部統制システムの運用に関する報告を定期的に受け、必要に応じて検討しました。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 執行役員社長 CEO	佐々木 勉	昭和48年8月4日生	1996年4月 株式会社システムライフ 入社 2001年1月 アイキューブドシステムズ 個人創業 2001年9月 有限会社アイキューブドシステムズ(現当社)設立 代表 2003年9月 当社 代表取締役社長 CEO 2020年8月 当社 代表取締役社長 CEO(内部監査室担当) 2021年9月 当社 代表取締役社長 CEO(全部門統括) 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役(現任) 2022年9月 当社 代表取締役執行役員社長 CEO(全部門統括)(現任)	(注)2	2,715,330
取締役 執行役員 CIO	有森 正和	昭和31年11月17日生	1979年4月 日興証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)入社 1980年11月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコグループ株式会社)入社 2002年6月 ゼロ株式会社(現スカイマーク株式会社)取締役(財務担当) 2004年11月 スカイマーク株式会社 執行役員経理本部本部長 2005年6月 同社 取締役 2010年9月 同社 常務取締役 2015年1月 同社 代表取締役社長 2015年12月 エアアジア・ジャパン株式会社 副社長執行役員 兼 CFO 2018年3月 同社 特別顧問 2018年4月 当社 入社 取締役 CFO(管理本部担当 経営企画室担当) 2021年4月 当社 取締役 CFO(管理本部担当 経営企画室担当 コーポレート・コミュニケーション室担当) 2021年4月 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事(現任) 2021年9月 当社 取締役 CIO(事業投資部門担当) 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役(現任) 2022年3月 リーフラス株式会社 社外取締役 2022年9月 当社 取締役執行役員 CIO(事業・投資部門担当)(現任) 2022年12月 リーフラス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	23,800
取締役 執行役員管理本部長 CFO	里見 亮陞	昭和63年1月16日生	2010年2月 有限責任あずさ監査法人 入所 2015年1月 Ernst&Young Singapore 入社 2016年7月 エアアジア・ジャパン株式会社 入社 2018年3月 同社 執行役員 CFO 2020年4月 同社 取締役 CFO 2021年4月 当社 入社 執行役員管理本部長 2021年9月 当社 取締役管理本部長 CFO(管理部門担当) 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 監査役(現任) 2022年9月 当社 取締役執行役員管理本部長 CFO(管理部門担当)(現任)	(注)2	600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (常勤監査等委員)	東 能利生	昭和32年1月23日生	1986年10月 1990年2月 1997年6月 2019年7月 2022年6月 2023年9月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 公認会計士登録 同法人代表社員 東能利生 公認会計士事務所開設 代表(現任) 福岡ひびき信用金庫 非常勤監事(現任) 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	内田 裕子	昭和43年10月29日生	1991年4月 2000年1月 2016年5月 2017年9月 2019年9月 2020年10月 2021年1月 2021年4月 2022年9月	大和証券株式会社 入社 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役 金沢機工株式会社 社外取締役(現任) 工藤建設株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役 株式会社松本商店 社外取締役 株式会社スイングバイクリレーション 設立 代表取締役社長(現任) 株式会社良知経営 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	昭和37年11月26日生	1985年4月 1987年4月 2005年5月 2006年5月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2012年6月 2012年9月 2013年6月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2022年4月 2022年9月	日本国有鉄道 入社 九州旅客鉄道株式会社 入社 同社 鉄道事業本部企画部長 同社 鉄道事業本部運輸部長 同社 鉄道事業本部営業部長 同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長 同社 総務部長 同社 取締役総務部長 同社 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長 同社 取締役総務部長 同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 同社 取締役専務執行役員総合企画本部長 同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	昭和48年7月26日生	2002年10月 2010年7月 2012年7月 2013年7月 2018年4月 2020年4月 2022年6月 2022年6月 2022年9月 2023年6月	ときわ総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所 東京事務所)入所 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現PwCアドバイザー合同会社)出向 西村あさひ法律事務所 東京事務所 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 西村あさひ法律事務所 福岡事務所 北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授(現任) 九州大学法科大学院 非常勤講師 舞田法律事務所 設立 代表(現任) 熊本電気鉄道株式会社 監査役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役(現任)	(注)3	-
計						2,739,730

- (注) 1 . 取締役である東能利生、内田裕子、古宮洋二及び舞田靖子は、社外取締役であります。
- 2 . 2023年9月27日開催の第22期定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 . 2022年9月28日開催の第21期定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。東能利生の任期は、前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。
- 4 . 2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

社外役員の状況

a 社外役員の機能及び役割

当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、4名の社外取締役を選任しております。当該4名は、当社取締役会において客観的立場から経営全般に対して提言しております。当社取締役会ではそれらの意見を取り入れることで、意思決定における客観性、公平性が高まり、コーポレート・ガバナンスが一層強化できるものと考えております。

東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しており、このような実績を活かし、取締役を監視するとともに、提言・助言いただくことを期待しております。当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、社外取締役（常勤監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

古宮洋二は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

舞田靖子は、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、新たに社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

b 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室専任者1名及び社外取締役である監査等委員4名により構成されております。内部監査人は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査人は監査等委員会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員にその結果を報告しております。監査等委員は、監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会に出席するほか、取締役会以外の会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しているほか、内部統制部門に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより相互連携を図っております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査等委員と意見交換を行い相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は2022年9月28日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成しております。監査等委員の東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しております。監査等委員の内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見及び豊富な経験を有しております。監査等委員の古宮洋二は、企業経営者として経営全般に豊富な見識を有しております。監査等委員の舞田靖子は、弁護士の資格を有し、法律に関する専門的知見を有しております。

監査等委員会は、監査方針・監査計画に従い、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行ってまいります。また、監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、必要に応じて内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において監査等委員会を原則月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
幸田 好和	10回	9回
内田 裕子	10回	10回
古宮 洋二	10回	10回
舞田 靖子	10回	10回

なお、当事業年度において監査等委員会設置会社へ移行した2022年9月28日までの監査役会の個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
幸田 好和	3回	3回
永津 洋之	3回	3回
大野 尚	3回	3回

- (注) 1. 幸田好和は、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 永津洋之及び大野尚は、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
3. 東能利生は、2023年9月27日開催の第22期定時株主総会で選任された新任の監査等委員である取締役であるため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄部門として2020年8月より内部監査室を設置し、内部監査室の専任者1名で構成しております。業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく統制、コンプライアンスの視点から、原則として全事業所、全部門を対象とし、年に1回の監査及びフォロー監査を実施しております。また、必要に応じて監査等委員及び会計監査人との連携を行い、内部統制の強化に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約のもと公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。

b 継続監査期間

2018年6月期以降

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 金子 一昭

指定有限責任社員 業務執行社員 飛田 貴史

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 17名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。当社はこの選定方針に基づき、総合的に評価を行い監査法人を決定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、監査役協会が推奨する「会計監査人の選任に係る判断基準」による確認を行った結果、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,115	-	23,115	18,000
連結子会社	1,252	-	1,252	-
計	24,367	-	24,367	18,000

(注) 当連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、情報セキュリティ評価制度における調査業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示を受けた監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果によるものであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭による基本報酬のみを支払うこととします。

b 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2022年9月28日開催の定時株主総会で決議され、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。また、付与される譲渡制限付株式の総数は年1万株以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。

d 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

e 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役執行役員社長CEO（全部門統括）佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び監査等委員会の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、監査等委員の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額

を年額 3 億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額 1 億円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬等は、当該範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額 1 億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 3 名、監査等委員である取締役の員数は 4 名（うち社外取締役 4 名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬種類の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を 除く)	132,990	121,200	-	11,790	7
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	24,600	24,600	-	-	8

(注) 1. 当社は、2022年9月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬11,790千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	130,337
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	131,252	協業推進や新規事業創出のため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,337,409	2,055,977
売掛金	1 234,349	1 260,991
営業投資有価証券	149,992	240,589
その他	58,597	88,225
流動資産合計	2,780,348	2,645,783
固定資産		
有形固定資産	2 31,901	2 33,884
無形固定資産		
ソフトウェア	51,537	210,793
ソフトウェア仮勘定	169,222	174,184
その他	6,083	8,286
無形固定資産合計	226,843	393,264
投資その他の資産		
投資有価証券	6,523	130,337
繰延税金資産	122,886	155,597
その他	34,251	40,544
投資その他の資産合計	163,662	326,478
固定資産合計	422,406	753,627
資産合計	3,202,755	3,399,411
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,190	64,668
未払法人税等	185,677	67,008
契約負債	496,925	471,087
賞与引当金	49,866	83,858
その他	187,166	139,281
流動負債合計	978,826	825,904
負債合計	978,826	825,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	404,412	409,787
資本剰余金	304,412	309,787
利益剰余金	1,511,877	1,846,481
自己株式	661	774
株主資本合計	2,220,039	2,565,282
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	167
その他の包括利益累計額合計	-	167
新株予約権	1,950	4,701
非支配株主持分	1,938	3,690
純資産合計	2,223,929	2,573,506
負債純資産合計	3,202,755	3,399,411

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1 2,454,410	1 2,665,041
売上原価	369,583	613,530
売上総利益	2,084,826	2,051,511
販売費及び一般管理費	2,3 1,258,121	2,3 1,432,821
営業利益	826,704	618,689
営業外収益		
受取利息	47	37
受取配当金	739	-
その他	651	214
営業外収益合計	1,438	252
営業外費用		
固定資産除却損	9,095	1,949
投資事業組合運用損	-	6,751
その他	1,167	301
営業外費用合計	10,263	9,003
経常利益	817,879	609,938
税金等調整前当期純利益	817,879	609,938
法人税、住民税及び事業税	290,940	202,725
法人税等調整額	12,528	32,637
法人税等合計	278,411	170,087
当期純利益	539,467	439,850
非支配株主に帰属する当期純損失()	61	247
親会社株主に帰属する当期純利益	539,529	440,098

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
当期純利益	539,467	439,850
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	-	167
その他の包括利益合計	-	167
包括利益	539,467	439,682
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	539,529	439,930
非支配株主に係る包括利益	61	247

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	378,504	278,504	1,024,730	661	1,681,077
当期変動額					
新株の発行	18,950	18,950			37,900
新株の発行(新株予約権の行使)	6,957	6,957			13,915
剰余金の配当			52,382		52,382
親会社株主に帰属する当期純利益			539,529		539,529
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	25,907	25,907	487,146	-	538,961
当期末残高	404,412	304,412	1,511,877	661	2,220,039

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	228	-	1,681,306
当期変動額					
新株の発行					37,900
新株の発行(新株予約権の行使)					13,915
剰余金の配当					52,382
親会社株主に帰属する当期純利益					539,529
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	1,722	1,938	3,661
当期変動額合計	-	-	1,722	1,938	542,623
当期末残高	-	-	1,950	1,938	2,223,929

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	404,412	304,412	1,511,877	661	2,220,039
当期変動額					
新株の発行	2,665	2,665			5,331
新株の発行(新株予約権の行使)	2,710	2,710			5,420
剰余金の配当			105,494		105,494
親会社株主に帰属する当期純利益			440,098		440,098
自己株式の取得				112	112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,375	5,375	334,603	112	345,243
当期末残高	409,787	309,787	1,846,481	774	2,565,282

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	1,950	1,938	2,223,929
当期変動額					
新株の発行					5,331
新株の発行(新株予約権の行使)					5,420
剰余金の配当					105,494
親会社株主に帰属する当期純利益					440,098
自己株式の取得					112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	167	167	2,750	1,752	4,334
当期変動額合計	167	167	2,750	1,752	349,577
当期末残高	167	167	4,701	3,690	2,573,506

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	817,879	609,938
減価償却費	65,763	177,706
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,359	33,992
受取利息及び受取配当金	786	37
固定資産除却損	9,095	1,949
投資事業組合運用損益（ は益）	-	6,751
売上債権の増減額（ は増加）	37,449	26,642
仕入債務の増減額（ は減少）	26,719	5,228
前受収益の増減額（ は減少）	547,718	-
長期前受収益の増減額（ は減少）	100,056	-
契約負債の増減額（ は減少）	496,925	25,838
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	149,992	90,596
その他	53,248	51,093
小計	634,986	641,359
利息及び配当金の受取額	786	37
法人税等の支払額	360,357	340,278
法人税等の還付額	86	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	275,503	301,117
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,000,000	-
有価証券の償還による収入	1,000,000	-
有形固定資産の取得による支出	372	7,483
無形固定資産の取得による支出	202,500	346,192
投資有価証券の取得による支出	6,523	130,806
その他	1,218	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	208,178	484,467
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	13,915	5,420
配当金の支払額	52,315	105,389
自己株式の取得による支出	-	112
非支配株主からの払込みによる収入	2,000	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,400	98,082
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	30,923	281,431
現金及び現金同等物の期首残高	2,306,485	2,337,409
現金及び現金同等物の期末残高	2,337,409	2,055,977

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社アイキューブドベンチャーズ

アイキューブド1号投資事業有限責任組合

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイキューブドベンチャーズの決算日は、連結決算日と一致しております。

アイキューブド1号投資事業有限責任組合の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

無形固定資産

定額法を採用しております。主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間(5年以内)

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
営業投資有価証券 (市場価格のない株式等)	149,992	240,589

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業投資有価証券は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社グループは、投資先企業の将来成長による超過収益力を見込んで、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べ相当程度高い価額で株式等の取得を行っており、投資先企業の超過収益力等が著しく毀損した場合は、営業投資有価証券の減損処理を行うこととしています。

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資先の事業の進捗状況、将来の成長性や資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該判断には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び利益であります。

主要な仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画の遂行が困難な状況となる等、超過収益力が見込めなくなった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産	122,886	155,597

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、翌連結会計年度の連結財務諸表の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた40,775千円は、「投資有価証券」6,523千円、「その他」34,251千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「投資有価証券の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた5,305千円は、「投資有価証券の取得による支出」6,523千円、「その他」1,218千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
売掛金	234,349千円	260,991千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	23,701千円	29,139千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	182,100千円	145,800千円
給料及び手当	356,394 "	491,542 "
賞与引当金繰入額	30,366 "	57,051 "

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
一般管理費	45,643千円	17,798千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	- 千円	241千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	- "	241 "
税効果額	- "	73 "
その他有価証券評価差額金	- "	167 "
その他の包括利益合計	- "	167 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,238,350	36,500	-	5,274,850
合計(株)	5,238,350	36,500	-	5,274,850

(注)当期の増加株式数は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行10,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行26,500株によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	121	-	-	121
合計(株)	121	-	-	121

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,950
合計		-	-	-	-	1,950

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	52,382	利益剰余金	10	2021年6月30日	2021年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月24日 取締役会	普通株式	105,494	利益剰余金	20	2022年6月30日	2022年9月29日

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,274,850	17,500	-	5,292,350
合計(株)	5,274,850	17,500	-	5,292,350

(注)当期の増加株式数は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行3,200株、新株予約権の権利行使による新株の発行14,300株によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	121	47	-	168
合計(株)	121	47	-	168

(注)当期の増加株式数は、単元未満株式の買取47株によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,701
合計		-	-	-	-	4,701

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月24日 取締役会	普通株式	105,494	利益剰余金	20	2022年6月30日	2022年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	158,765	利益剰余金	30	2023年6月30日	2023年9月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	2,337,409千円	2,055,977千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	2,337,409千円	2,055,977千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は新株の発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであります。また、一部の外貨建て債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、各部署からの報告に基づき担当部署が適宜に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年6月30日)

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年6月30日
非上場株式	156,516

当連結会計年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2023年6月30日
非上場株式	247,112
投資事業有限責任組合への出資(注)	123,813

(注) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	1,904千円	2,750千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 78名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 45,000株
付与日	2014年6月26日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日

	第3回新株予約権
決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 68,200株
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日

	第7回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 60名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 73,500株
付与日	2019年10月1日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日

	第8回新株予約権

決議年月日	2021年 5 月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,320株
付与日	2021年 6 月 9 日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年 6 月10日 ~ 2031年 6 月 9 日

	第 9 回新株予約権
決議年月日	2022年 5 月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,750株
付与日	2022年 6 月14日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年 6 月15日 ~ 2032年 6 月14日

	第10回新株予約権
決議年月日	2023年 5 月11日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,570株
付与日	2023年 6 月14日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年 6 月15日 ~ 2033年 6 月14日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2014年 6 月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月26日	2017年11月14日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	7,100	36,100
権利確定	-	-
権利行使	1,900	8,300
失効	-	-
未行使残	5,200	27,800

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日	2021年5月12日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	3,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	3,000
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	51,200	-
権利確定	-	-
権利行使	4,100	-
失効	-	-
未行使残	47,100	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権

決議年月日	2022年 5月10日	2023年 5月11日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	3,750	-
付与	-	8,570
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	3,750	8,570
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注)2014年 6月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権
決議年月日	2014年 6月26日	2017年11月14日
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	1,509	1,699
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
決議年月日	2019年 9月27日	2021年 5月12日
権利行使価格(円)	700	4,665
行使時平均株価(円)	1,740	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	1,925

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2022年5月10日	2023年5月11日
権利行使価格(円)	2,040	1,478
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	788	614

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回新株予約権、第3回新株予約権、第7回新株予約権は、付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

(2) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した評価技法 ブラック・ジョールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注)1	51.285%
予想残存期間(注)2	6.00年
配当利回り(注)3	1.353%
無リスク利率(注)4	0.133%

(注)1. 当社の過去の株価実績に基づき算定をしております。

2. 新株予約権の割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。

3. 評価時点における2023年6月期の1株当たりの配当予想額をストック・オプションの割当日の株価で除して計算し、見積をおこなっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債、政府機関債又は優良社債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の連結会計年度末における本源的価値の合計額及び連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 76,847千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 18,679千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	15,189千円	25,543千円
減価償却費	50,471 "	70,920 "
未払事業税	9,320 "	5,763 "
株式報酬費用	23,546 "	27,203 "
その他	30,152 "	31,953 "
繰延税金資産小計	128,680千円	161,384千円
評価性引当額	5,793千円	5,787千円
繰延税金資産合計	122,886千円	155,597千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
住民税均等割等	0.18%	0.41%
留保金課税	3.94%	2.50%
法人税特別控除	1.06%	5.80%
その他	0.53%	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.04%	27.89%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復費用については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	前連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	2,249,349
SECURED APPs	175,300
その他	29,760
投資事業	-
顧客との契約から生じる収益	2,454,410
外部顧客への売上高	2,454,410

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	当連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	2,435,820
SECURED APPs	157,165
その他	72,055
投資事業	-
顧客との契約から生じる収益	2,665,041
外部顧客への売上高	2,665,041

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	-	496,925
契約負債(期末残高)	496,925	471,087

契約負債は、主にCLOMO事業にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	416,002	404,852
1年超2年以内	34,279	37,235
2年超3年以内	29,486	23,119
3年超	17,157	5,879
合計	496,925	471,087

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「CLOMO事業」と「投資事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,454,410	-	2,454,410	-	2,454,410
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,454,410	-	2,454,410	-	2,454,410
セグメント利益 又は損失()	835,417	8,712	826,704	-	826,704
セグメント資産	3,210,592	210,163	3,420,755	218,000	3,202,755
その他の項目					
減価償却費	65,763	-	65,763	-	65,763
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	210,955	-	210,955	-	210,955

(注) 1. セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務相殺消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,665,041	-	2,665,041	-	2,665,041
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,665,041	-	2,665,041	-	2,665,041
セグメント利益 又は損失()	634,355	15,666	618,689	-	618,689
セグメント資産	3,423,187	388,224	3,811,411	412,000	3,399,411
その他の項目					
減価償却費	177,706	-	177,706	-	177,706
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	348,059	-	348,059	-	348,059

(注) 1. セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務相殺消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPs	その他	合計
外部顧客への売上高	2,249,349	175,300	29,760	2,454,410

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,098,899	CLOMO事業
株式会社ティーガイア	291,251	CLOMO事業

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPs	その他	合計
外部顧客への売上高	2,435,820	157,165	72,055	2,665,041

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,248,287	CLOMO事業
株式会社ティーガイア	291,233	CLOMO事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 及び役員	佐々木 勉	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 51.48	金銭報酬債 権の現物出 資	金銭報酬債 権の現物出 資(注)	15,160	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資です。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	420.88円	484.70円
1株当たり当期純利益	102.67円	83.33円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	100.85円	82.36円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	539,529	440,098
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	539,529	440,098
普通株式の期中平均株式数(株)	5,255,130	5,281,419
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	94,756	61,899
(うち新株予約権)(株)	(94,756)	(61,899)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数3,000個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数15,320個)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2022年6月30日)	当連結会計年度末 (2023年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,223,929	2,573,506
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,889	8,392
(うち新株予約権)(千円)	(1,950)	(4,701)
(うち非支配株主持分)(千円)	(1,938)	(3,690)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,220,039	2,565,114
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	5,274,729	5,292,182

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	657,885	1,314,745	1,986,693	2,665,041
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	165,280	311,512	488,198	609,938
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	112,416	211,893	332,487	440,098
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	21.30	40.15	62.98	83.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	21.30	18.84	22.83	20.35

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,280,450	1,909,658
売掛金	234,349	260,991
前払費用	56,570	86,041
その他	815	868
流動資産合計	2,572,185	2,257,559
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,808	25,678
工具、器具及び備品	5,092	8,205
有形固定資産合計	31,901	33,884
無形固定資産		
商標権	6,083	8,286
ソフトウェア	51,537	210,793
ソフトウェア仮勘定	169,222	174,184
無形固定資産合計	226,843	393,264
投資その他の資産		
投資有価証券	6,523	130,337
関係会社株式	20,000	20,000
関係会社出資金	189,988	361,692
長期前払費用	302	8,380
繰延税金資産	122,886	155,597
その他	33,949	32,164
投資その他の資産合計	373,650	708,171
固定資産合計	632,395	1,135,320
資産合計	3,204,580	3,392,880

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,190	64,668
未払金	128,361	60,183
未払費用	50,611	69,476
未払法人税等	185,301	65,700
契約負債	496,925	471,087
預り金	7,442	8,298
賞与引当金	49,866	83,858
流動負債合計	977,699	823,273
負債合計	977,699	823,273
純資産の部		
株主資本		
資本金	404,412	409,787
資本剰余金		
資本準備金	304,412	309,787
資本剰余金合計	304,412	309,787
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,516,768	1,846,271
利益剰余金合計	1,516,768	1,846,271
自己株式	661	774
株主資本合計	2,224,930	2,565,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	167
評価・換算差額等合計	-	167
新株予約権	1,950	4,701
純資産合計	2,226,881	2,569,606
負債純資産合計	3,204,580	3,392,880

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上高	2,454,410	2,665,041
売上原価	369,583	613,530
売上総利益	2,084,826	2,051,511
販売費及び一般管理費	2 1,249,409	2 1,417,155
営業利益	835,417	634,355
営業外収益		
受取利息	1 765	36
雑収入	1,390	168
営業外収益合計	2,156	205
営業外費用		
固定資産除却損	9,095	1,949
投資事業組合運用損	5,467	28,839
為替差損	520	249
雑損失	34	29
営業外費用合計	15,118	31,068
経常利益	822,455	603,492
税引前当期純利益	822,455	603,492
法人税、住民税及び事業税	290,564	201,131
法人税等調整額	12,528	32,637
法人税等合計	278,035	168,493
当期純利益	544,419	434,998

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	102,292	21.2	116,669	13.6
経費		379,952	78.8	741,599	86.4
当期総製造費用		482,245	100.0	858,269	100.0
当期商品仕入高		71,590		73,798	
合計		553,835		923,067	
他勘定振替高	2	184,251		318,537	
売上原価		369,583		613,530	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	243,829	488,950
減価償却費	59,406	167,100
通信費	76,696	83,815

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	180,975	316,002
その他	3,276	2,534
計	184,251	318,537

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算であり、労務費及び一部の経費については予定原価を用い、原価差額は調整計算を行っております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	378,504	278,504	278,504	1,024,730	1,024,730	661	1,681,077
当期変動額							
新株の発行	18,950	18,950	18,950				37,900
新株の発行(新株予約権 の行使)	6,957	6,957	6,957				13,915
剰余金の配当				52,382	52,382		52,382
当期純利益				544,419	544,419		544,419
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	25,907	25,907	25,907	492,037	492,037	-	543,852
当期末残高	404,412	304,412	304,412	1,516,768	1,516,768	661	2,224,930

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	228	1,681,306
当期変動額				
新株の発行				37,900
新株の発行(新株予 約権の行使)				13,915
剰余金の配当				52,382
当期純利益				544,419
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	-	-	1,722	1,722
当期変動額合計	-	-	1,722	545,575
当期末残高	-	-	1,950	2,226,881

当事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	404,412	304,412	304,412	1,516,768	1,516,768	661	2,224,930
当期変動額							
新株の発行	2,665	2,665	2,665				5,331
新株の発行(新株予約権 の行使)	2,710	2,710	2,710				5,420
剰余金の配当				105,494	105,494		105,494
当期純利益				434,998	434,998		434,998
自己株式の取得						112	112
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	5,375	5,375	5,375	329,503	329,503	112	340,142
当期末残高	409,787	309,787	309,787	1,846,271	1,846,271	774	2,565,073

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	1,950	2,226,881
当期変動額				
新株の発行				5,331
新株の発行(新株予 約権の行使)				5,420
剰余金の配当				105,494
当期純利益				434,998
自己株式の取得				112
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	167	167	2,750	2,582
当期変動額合計	167	167	2,750	342,725
当期末残高	167	167	4,701	2,569,606

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

3. 引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産	122,886	155,597

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた40,472千円は、「投資有価証券」6,523千円、「その他」33,949千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	718 千円	- 千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	182,100千円	145,800千円
給料及び手当	353,502 "	486,262 "
賞与引当金繰入額	30,366 "	57,051 "
減価償却費	6,356 "	10,605 "
おおよその割合		
販売費	19%	26%
一般管理費	81 "	74 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
子会社株式(関係会社出資金含む)	209,988	381,692

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	15,189 千円	25,543 千円
減価償却費	50,471 "	70,920 "
未払事業税	9,320 "	5,763 "
株式報酬費用	23,546 "	27,203 "
その他	30,152 "	31,953 "
繰延税金資産小計	128,680 千円	161,384 千円
評価性引当額	5,793 "	5,787 "
繰延税金資産合計	122,886 千円	155,597 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
住民税均等割等	0.17%	0.40%
留保金課税	3.92%	2.53%
法人税特別控除	1.05%	5.86%
その他	0.31%	0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.81%	27.92%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	33,942	1,230	-	2,360	35,172	9,494
	工具、器具及び備品	21,660	7,220	1,029	4,106	27,851	19,645
	計	55,603	8,450	1,029	6,467	63,024	29,139
無形固定資産	商標権	6,083	2,607	-	403	8,690	403
	ソフトウェア	90,249	330,407	2,700	170,835	417,956	207,162
	ソフトウェア仮勘定	169,222	337,002	332,041	-	174,184	-
	計	265,554	670,016	334,741	171,239	600,830	207,565

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	CLOMO SecuredContacts for iOS - Xamarin化	89,593千円
	CLOMO PANEL - 設定画面モダン化 フェーズ3	32,808千円
	CLOMO PANEL - 設定画面モダン化 フェーズ4	27,752千円
ソフトウェア仮勘定	CLOMO SecuredContacts for Android - Xamarin化	32,275千円
	CLOMO PANEL - 設定画面モダン化 フェーズ6	27,532千円
	CLOMO PANEL - デバイス画面モダン化 フェーズ1	24,820千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	除却	1,029千円
ソフトウェア	除却	2,700千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替(サービス提供のための自社利用ソフトウェア)	311,887千円
	ソフトウェアへの振替(自社利用ソフトウェア)	18,519千円
	除却	1,634千円

なお、サービス提供のための自社利用ソフトウェアについては、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替は開発プロジェクト会議のリリース認証時点でおこなっております。

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	49,866	83,858	49,866	83,858

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.i3-systems.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日) 2022年9月28日福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年9月28日福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第22期第1四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月9日福岡財務支局長に提出

事業年度 第22期第2四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月9日福岡財務支局長に提出

事業年度 第22期第3四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月11日福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく
臨時報告書

2022年9月28日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書

2023年5月11日福岡財務支局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2023年5月11日に提出した、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)
に基づく臨時報告書の訂正報告書(上記(4) 臨時報告書の訂正報告書)

2023年6月14日福岡財務支局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年 9月27日

株式会社 アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、CLOMOサービスとSECURED APPsサービスを提供しており、サービス提供のために自社でソフトウェア開発を行っている。</p> <p>当連結会計年度において、サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへ311,887千円振り替えられている。</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定は、開発プロジェクト会議のリリース認証時点でソフトウェアに振り替えられ、一定期間にわたり減価償却費として費用計上されている。</p> <p>サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替時期はリリース予定時期に応じて予め定められているが、実際の振替時期は開発プロジェクトの進捗状況によって前後すること、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替額は金額的重要性があり、ソフトウェア仮勘定の振替時期により減価償却費が大きく変動する。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期に関する内部統制の整備状況及び運用状況について、主に以下の点に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発プロジェクトのリリースの可否、リリース予定時期と実際のリリース時期の整合性に関する開発プロジェクト会議における社内承認に関する統制 <p>(2) ソフトウェア仮勘定の振替時期の検証</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するため、定量的及び定性的に重要な開発プロジェクトについて以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発プロジェクト会議議事録を閲覧することによるリリース認証の検証 ・顧客へのリリース通知の閲覧 ・開発プロジェクト会議により予め定められたリリース予定時期と実際のリリース時期の整合性の検討 ・開発プロジェクト会議により予め定められたリリース予定時期と開発プロジェクトの実際の進捗状況の検討 ・開発プロジェクトの実際の進捗状況について、製品開発責任者へ質問 ・開発プロジェクトの発生工数の推移分析

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月27日

株式会社 アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2022年7月1日から2023年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。